寒川町公園等愛護活動実施要綱

（目的）

第1条　この要綱は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）に基づき町が設置する公園又は緑地（以下「公園等」という。）において、地域住民との協働による美化及び維持管理活動（以下「公園等愛護活動」という。）を推進し、公園等に対する愛護思想の普及及び地域住民のコミュニティの形成を図ることを目的とする。

（公園愛護会の設立）

第2条　次の各号のいずれにも該当する団体であって、公園等愛護活動を行おうとするものは、町長の承認を得て、公園愛護会を設立することができる。

(1)　2人以上の者で組織する団体であること。

(2)　団体の構成員の3分の2以上が町内に住所を有する者であること。

2　1の公園等における公園愛護会の数は、1とする。ただし、公園等の区域が大規模な場合その他1の公園等において複数の公園愛護会に公園等愛護活動を行わせることが適当であると町長が認める場合は、この限りでない。

（設立の申請等）

第3条　前条の規定により公園愛護会を設立しようとする団体は、公園愛護会設立承認申請書（第1号様式）に会員名簿を添えて町長に提出しなければならない。

2　町長は、前項の申請書が提出されたときは速やかに内容を審査し、適当と認めるときは公園愛護会設立承認書（第2号様式）を交付するものとする。

（変更の届出）

第4条　公園愛護会は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに公

園愛護会変更届(第3号様式)を町長に提出するものとする。

(1)　団体の名称、代表者又は会員に変更があったとき。

(2)　活動する公園等を変更しようとするとき。

(公園愛護会の解散)

第5条　公園愛護会は、当該公園愛護会を解散しようとするときは、公園愛護会解散届(第4号様式)を町長に提出するものとする。

(公園愛護会の承認の取消)

第6条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公園愛護会の承認を取り消すものとする。

(1)　前条の規定による申請があったとき。

(2)　虚偽の申請その他不正な手段により承認を得たと認められるとき。

(3)　この要綱の規定に違反したとき。

(4)　前3号に掲げるもののほか、承認を取り消すべき相当の事由があると町長が認めるとき。

(活動内容)

第7条　公園愛護会は、次に掲げる活動を行うものとする。

(1)　公園等の愛護思想の普及

(2)　月1回以上の公園等内の清掃

(3)　公園等内の除草及び低木剪定(4月から10月までの間必要に応じて行う。)

(4)　公園等内の公園施設(法第2条第2項に規定する公園施設をいう。)の破損等の連絡

(5)　その他目的達成に必要な活動

(公園愛護会の責務)

第8条　公園愛護会は、公園等愛護活動を実施するときは、町長の指示に従

い、公園等の利用者の利用の妨げにならないよう注意するとともに、自らの責任において公園等愛護活動の実施の安全を確保しなければならない。

(活動計画等)

第9条　公園愛護会は、毎年4月末日までに公園愛護会活動計画書(第5号様式)を町長に提出するものとする。ただし、年度の途中において設立した公園愛護会については、町長の承認を得た日から起算して30日以内に提出するものとする。

2　公園愛護会は、毎年10月末日及び4月末日までに、公園愛護会活動報告書(第6号様式。以下「報告書」という。)に公園等愛護活動の実施状況を証する写真を添付して町長に提出しなければならない。この場合において、10月末日までに提出する報告書には4月1日から9月末日までに実施した公園等愛護活動に係る実績を、4月末日までに提出する報告書には前年10月1日から3月末日までに実施した公園等愛護活動に係る実績を記載するものとする。

3　前項の規定にかかわらず、年度の途中において解散し、又は承認を取り消された公園愛護会は、解散又は承認取消の日から起算して30日以内に報告書を提出するものとする。

(報償金の交付)

第10条　町長は、前条第2項の規定により報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに別表に定める報償金を交付する。

2　報償金は、別表に掲げる期間に応じて分割交付する。

3　第1項の規定にかかわらず、年度の途中において設立した公園愛護会又は解散し、若しくは承認を取り消された公園愛護会に対する報償金は、1月当たりの報償金の額に公園等愛護活動を行った月数を乗じて得た金額を

交付する。この場合において、設立又は解散若しくは承認取消の日の属する月が1月に満たないときは、当該月に対して報償金は交付しない。

4　前項の規定により算定した報償金の額に100円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。

（指導及び助言）

第11条　町長は、公園愛護会に対して、その活動内容について指導及び助言をすることができる。

（補則）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附　則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

公園等面積（1公園等あたり）	報償金の額	
	4月～9月分	10月～3月分
500平方メートル以下	12,500円	12,500円
501平方メートル以上1,000平方メートル以下	15,000円	15,000円
1,001平方メートル以上3,000平方メートル以下	17,500円	17,500円
3,001平方メートル以上	20,000円	20,000円

備考　公園等面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てる。